アッバース朝における豫算財政について（上）

清水誠

一　まえがきと史料
二　會計年度
三　國家豫算表（以上本號）
四　稅務行政と徵稅請負（マーイン）（以下次號）
五　財政補塡策としての公債の發行とアル・サワードの穀物行政
六　結　語

一　まえがきと史料

アッバース朝は大體三期に分れる。第一期（132-218H/750-836）は確立期からいわゆる黄金時代にかけてで、その專制體系はウマイヤ朝から引續き長官獨裁制がまだ強力であつたが、次第に中央集權化の傾向をたどつた時代である。第二期（218-279H/836-892）はカリフ al-Muʿtaṣim（アル・ムータスィム）によるトルコ奴隷の傭兵的採用[1]に始まつた軍閥跋扈の時代で、サーマッラー遷都時代に當る。第三期（279-334H/892-945）はカリフ al-Muʿtaḍid（アル・ムータディド）に始まり、官僚機構が極度に發達し第一期の末期にすでにその萠芽が認められる官僚獨裁制の強まつた時代で、カリフを含めて各個人の權力が非常に微力であり、從つて末期になるほど文官武官入り亂れての派閥爭いが激化し、軍人出身の amīr al-umarāʾ（アミール・アル・ウマラー）（大總督）の成立（九三六）の頃にはアッバース朝權力はすでに內部的に崩壞し、ブワイ朝のバグダード占領（九四五）によつて狹義のイスラーム帝國は終りを遂げる。これらの時代を通じて見られることは官僚政治の優位化の現象であつて、これは國家機構の複雜多岐化とそれによつて起る財政經濟に關する專門的知識に對する要求の增大から生れることは云うまでもない。本稿では豫算表の作成を中心として、

アッバース朝の豫算財政の實態を把握し、それを強力に支えるものとして徴税請負（ダマーン）を取りあげ、これらの分析を通じて當時の社會構成の一端を明らかにしたい。

さて當面の問題解決に堪えうる史料であるが、ここでは主要史料特に根本になる史書のみを略稱とともに時代別に列擧する。なおアラビア語の轉寫法は次の通りとする。

ʾ（語頭省略），b, t, ṯ, ǧ, ḥ, ḫ, d, ḏ, r, z, s, š, ṣ, ḍ, ṭ, ẓ, ʿ, ġ, f, q, k, l, m, n, h, w, y. tāʾ marbūṭa=a, at. 冠詞：al, -l-（カナ表記も常にアル・とする）. 長母音：ā, ī, ū. 二重母音：aw, ay.

第一期

タバリー（Tab.） al-Ṭabarī (310/923 沒)：Taʾrīḫ al-umam wa-l-mulūk, 8 vols, Cairo, 1938-39.（302H まで）

ジャフシヤーリー（Ǧahš.） al-Ǧahšiyārī (331/942 沒)：Kitāb al-wuzarāʾ wa-l-kuttāb, Cairo, 1938.（現存部分は第七代カリフ al-Maʾmūn 治世の途中まで）[2]

第二期はタバリー以外なし

第三期

ヒラール（Hilāl） Hilāl al-Ṣābiʾ (447/1055 沒)：Kitāb tuḥfat al-umarāʾ fi taʾrīḫ al-wuzarāʾ, Leiden, 1904.（収錄部分はほぼ 316H まで）[3]

ミスカワイフ（Misk.） Miskawayh (420/1030 沒)：Taǧārib al-umam, 7 vols, London, 1920-21.（295H より）

アリーブ（Arīb） ʿArīb b. Saʿd (366/976-7 沒)：Ṣilat taʾrīḫ al-Ṭabarī, Leiden, 1897.（291H-320H）

スーリー（Sūlī） Muḥammad b. Yaḥyā al-Sūlī (335/946 沒)：Aḫbār al-Rāḍī wa-l-Muttaqī, from Kitāb al-awrāq, Cairo, 1935.（322H-333H）

ホワーリズミー（Maf.） al-Ḫwārizmī (366/976-7 著)：Mafātīḥ al-ʿulūm, Cairo, 1342H.（これは史書でなく、簡易語彙集とも云うべきものであるが、その語解は第三期の資料解讀に重要な示唆を與え、文字通り鍵となる。）

このように時代によつて史料の偏在が甚だしく、しかも著者の意圖によつて史料の性格が異なるにもかかわらず、これらを同一視して使用することはアッバース朝の發展を見失うことになる。特にこれまでの研究では著作年代もまちまちの法理論家（ファキーフ）達の理論體系をそのまま利用した制度史的研究が多く、その誤りであることは近年の歐米の學界でも強調されている。從つて各々の出典（イスナード）に留意しつつ、コンテンポラリーの史料が比較的豐富な第三期をあくまで基點とし、國家財政の實際面から考察を進めることにする。

註

(1) 藤本勝次「カリフ・ムウタシムとトルコ奴隷兵」（石濱先生古稀記念東洋學論叢）參照。

(2) D. Sourdel: La valeur littéraire et documentaire du ≪Livre des vizirs≫ d'al-Ǧahšiyāri (Arabica II/2. pp. 193–210) 參照。

(3) D. Sourdel: L'originalité du Kitāb al-wuzarā' de Hilāl al-Ṣābi' (Arabica V/3. pp. 272-92) 參照。

二 會計年度

まず豫算制度の前提條件である豫算の年度獨立性の成立過程を取りあげるが、これは曆法と關連してイスラームの財政史では無視しえない問題だからである。第三期に入つてまもなく、回曆二八二(八九五)年にカリフ al-Mu'taḍid によつて畫期的な改革が行われた。これに關する史料を綜合すると、ḫarāǧ (ハラージュ) 卽ち農產物租稅の徵集開始期 (iftitāḥ: イフティターフ) Maf. 40 參照) をペルシア曆の ḫurdād (Ⅲ) 月一日、シリア曆の ḥazīrān (Ⅳ) 月一一日とする Nawrūz (ナウルーズ) (Nayrūz, Nowrōz) を新設し、これを Nawrūz al-Mu'taḍidī (ナウルーズ・アル・ムータディディー) と名づけた。これは徵稅納稅兩者の立場から穀物の收獲期を考慮して行われた處置で、この日は夏至に當る。このような試みはカリフ Hārūn al-Rašīd (ハールーン・アル・ラシード), al-Mutawakkil (アル・ムタワッキル) らによつてなされたが、いずれも實現に至らなかつた。[1] この Nawrūz (ナウルーズ) はペルシアの元日で、太陽曆の第一月 fravardīn 一日である。サーサーン朝ペルシアでは幾つかの曆が行われていたが、太陽曆では fravardīn 月一日を春分に置く宗教曆のほか、これを夏至に置く農曆があつて、時代によつて變遷があるが、一般には後者が用いられていた。これは西アジアの農業特に穀物の栽培が秋に耕作播種して夏に收獲するためで、Nawrūz (ナウルーズ) は收獲祭でもあり、納稅期でもあつた。ビールーニーの Nawrūz (ナウルーズ) の說明 (215–19, tr. 199–204) もはつきり夏至を指定している。イスラーム曆は太陰曆で、しかも宗教的に閏月を設けないため、これによる農產物の徵稅は困難で、ペルシアの Nawrūz (ナウルーズ) を採用した。ところがサーサーン朝の沒落後、このペルシア曆に閏を設けることができないので、一二〇年に一ヶ月の割合で Nawrūz (ナウルーズ) が春に接近し、[2] al-Mu'taḍid の頃には約二ヶ月の差が生じ、徵稅に不都合となつていた。[3] この改革は全國の徵稅官に發令されたわけであるが、問題は中央地方を問わず、徵稅開始期およびそれに始まる年度 —— ḫarāǧī (ハラージー) 年度 (sanat al-ḫarāǧiya) —— による財政上の實情はどうであつたかである。ミスカワイフによれば、三〇四年 dū l-ḥiǧǧa

(XII) 月八日（九一七・六・一）[4]に Ibn al-Furāt[5] が第二次宰相になつたとき (Misk. I. 41; ʿArib 61)、財政状態は良好であつたが、その理由として、

〔前宰相〕ʿAlī b. ʿIsā[6] は〔三〇五年度の〕ḫarāg から前借を求めていた (istaslafa)。卽ち彼はすでにその徴税開始期の前にその一部を徴集していて、しかもそれは彼が免職になる十日前に始めたばかりであつた (Misk. I. 42–43)。

とあり、また回暦三一九 ramaḍān (IX) 月末頃に宰相となり (Misk. I. 219; ʿArib 164)、三二〇年 rabīʿ al-āḫir (IV) 月末頃（九三二・五・八頃）に免職になつた al-Ḥusayn b. al-Qāsim について、三二〇年 rabīʿ al-awwal (III) 月下旬頃、

彼は三二〇年度の税金よりの前借を求め、徴税開始期の何ケ月か前にその半額を支出してしまつた。卽ち彼には三一九 ḫarāǧī 年度 (sanat 319 al-ḫarāǧiya) の歳出〔豫定〕額を完済する巧みな手段がなかつた。……

それで al-Ḥaṣībī が宰相になるよう交渉されたが、まだ三一九年度が三ケ月殘つているのにその豫算はどこにもないし、その上三二〇年度も半分しかないと云つて斷つている (Misk. I, 226)。これらから原則として Nawrūz al-Muʿtaḍidī に年度の交替期を認めた上で、翌年度分よりの繰上げによる財政調整を行つており、その根底に當該年度の歳出入豫算額について歳計上の年度獨立性を見ることができる。これは實際の徴税業務上でも同様であつて、次の史實からも證明できる。回暦三〇三年 raǧab (VII) 月一五日（九一六・一・一五）に宰相 ʿAlī b. ʿIsā によつて Fārs の補足追徴税法 (takmila) 廢止が發布され、「三〇二 ḫarāǧī 年度において補足追徴税法民のために 1,000,000 dirham を斟酌した」。發布の三〇三年 raǧab (VII) 月はまだ三〇二 ḫarāǧī 年度であつて、三〇三 ḫarāǧī 年度は三〇三年 dū l-ḥiǧǧa (XII) 月から始まり、この税法は三〇二 ḫarāǧī 年度の途中から廢止されたことになる。またこれまでの補足追徴税金の穴埋めとして、果樹税を三〇二 ḫarāǧī 年度の缺損分だけ當該徴税官代理に試みに徴集させ、三〇三年度から正式にこれを施行している (Hilāl 339–45)。

ところが第三期も末期になると、財政破綻からこの年度獨立性は徴税開始期の變動によつて怪しくなる。

この月（三二四年 al-muḥarram 月／九三五・一二）に宰相は ḫarāǧ の徴収開始を命じた。人々はこれに騒いだ (Ṣūli 71)。

〔三二九年／九四一・四・初頃〕Aḥmad b. ʿAlī [al-Kūfī] はすでに第一 Nawrūz (7) に ḫarāǧ の請求を始めていたが、徴税開始期を Nawrūz al-Muʿtaḍidī まで延期するよう〔大總督〕Bagkam の命令が發せられていた (Ṣūlī 197)。〔三三一年 raǧab 月下旬頃〕Ibn Muqātil は徴税官達に人民に對する〔納税の〕督促をうながしたので、彼らはあらゆる不法行爲を行った。彼は期限前に ḫarāǧ の徴収をさせようとしたが、人民はこれに騒いだ。そこで徴税開始期を Nawrūz al-Muʿtaḍidī まで延期すること、……が布告され、人民は一息ついたが、この布告は守られなかった (Ṣūlī 238)。〔同年〕人民は Nawrūz al-Muʿtaḍidī を待つことなく šaʿbān 月（九四三・四・一〇―五・八）中に ḫarāǧ の支拂を要求された (Ṣūlī 240)。

一方イスラーム暦で徴収される税があり、これについての原資料は皆無に近いが、Kitāb al-ḫāwī によれば、

〔太陽暦で徴収されるもののほか〕、muqāṭaʿa、mufāraqa?、(8) 人頭税 (ǧawālī)、水車税 (arḥā) 等々に係る税種は al-muḥarram (I) 月に始まる太陰暦によって支拂われる。……

とあつて、これに對して二つの理由が擧げられている。

一、收獲期や耕作期、生産物の保存などを考慮する必要がないこと。

二、太陰暦年と ḫarāǧī 暦年との約十二日の差を理由に政府 (sulṭān) が都合のよいときにこの太陰暦による徴税開始期をきめることができる。(9)

これによつて太陰暦による徴税が不定期で、しかも太陽暦による ḫarāǧī 年度の財政を調整するために用いられていたことが分る。三〇六年度の ʿAlī b. ʿĪsā の國家豫算表（後述）には人頭税 (ǧawālī)、市場税、muqāṭaʿāt (定額貢納) 金などの事項が含まれている。(10) これは太陰暦で徴収されるが、その年間豫定額が ḫarāǧī 年度の豫算表に組込まれたものと解すべきで、ḫarāǧī 年度は卽ち會計年度でもあり、國家財政の收入源の大部分を農産物租税に頼るアッバース朝としては當然であろう。

第一、第二期の徴税開始期については資料不足のため明らかにしがたいが、二三の例からまだ多分に地方分權的であつたことが分る。例えば回暦二二四（八三八―三九）年に Ṭabaristān, Rūyān, Dunbāwand の總督 (iṣbahbad) Māziyār b. Qārin が徴税官に出した手紙のなかで、徴税開始期に關して、

「……我々はすでに Āmul と al-Rūyān（いずれも Ṭabaristān の重要都市）の税穀仲買人 (bundār) に書簡を送り、彼らの管區 (ʿamal) における ḫarāǧ の決濟 (istiglāq) を tir（ペルシア暦 IV）

月末までの猶豫を與えて命じている。これを知ってお前の擔當稅額を調べあげ、お前の徵稅區民に課せられているものを全額收稅せよ。殘額を一 dirham でも持つたまま tīr 月を過してはならない。……」

と命令が出され、

al-Māziyār [b. Qārin] の手紙が徵稅官 Ṣādān b. al-Faḍl に到着し、人々は ḫarāg を徵集されたが、全 ḫarāg が二ケ月間に徵集された。これまでは一年間にわたつて四ケ月毎に三回徵集された (Ṭab. VII, 284-85)。

とある。この二ケ月間というのは ḫurdād (III) 月初から tīr (IV) 月末までである。當該年の Nawrūz 卽ち frawardīn (I) 月一日は計算上四月二五日頃となるから、當面の徵稅開始期は夏至をやや過ぎた六月二五日頃になり、收獲の實情に則して行われている。また回曆二五三年 al-Ǧibāl (中部イラン) の總督に任命されていた (Ṭab. VII, 513) Mūsā b. Buġā al-Kabīr が al-Muhtadī のカリフとなつた情報を聞いて二五五年 raǧab (VII) 月に首都 Sāmarrā へ歸任したときの事件について、

……Mūsā [b. Buġā] は二五六年度の徵稅開始を二五五年 ramaḍān (IX) 月一日月曜日 (八六九・八・一二) にきめ、その日に 500,000 dirham を徵集した。そこで al-Rayy の住民が集まり云つた。「總督樣、貴方は部下達 (al-mawālī) が Sāmarrā に歸ることを斷言しておられる。……總督は我々を棄て、我々から離れていくことを決心しながら、しかもまだその耕作も始まつていない年の ḫarāg を取立てられて一體何が殘るのでしようか。二五五年度の收獲の大部分はすでに總督が近ずくことさえ不可能な不毛地からでも ḫarāg として取立ててしまつた」。しかし總督は立去り、我々が述べ求めたことに心動かさなかつた。……… (Ṭab. VII, 541)

これは中央政府や納稅者側の意向を全く無視した例であるが、第一、第二期では徵稅開始期の決定權は總督もしくは當該徵稅官に屬していたと考えられる。

註

(1) Ṭab. VII, 387; VIII, 169-70; al-Bīrūnī (440/1048 沒): The chronology of ancient nations, (tr. C.E. Sachau, London, 1879), 32-33 (36-38); Masʿūdī (345/956 沒): Les prairies d'or, (9 vols, Paris, 1861-77), VIII, 206; Ibn al-Ǧawzī (597/1200 沒): al-muntaẓam fī taʾrīḫ al-mulūk wa-l-umam, (Haydarabad, 1357-9H), V, 149; Taʾrīḫ-i Qumm, (Tehrān, 1313H), 144. (A. K. S. Lambton: An account of the Tārikhi Qumm, BSOAS, XII, 1948. 〃: Landlord and peasant in Persia, Oxford, 1953, p. 41); Kitāb al-ḫāwī li-l-aʿmāl al-sulṭāniya wa rusūm al-ḥisāb

diwāniya (XIc. 前半) (未刊° C. Cahen : Quelques problèmes économiques et fiscaux de l'Irāq Buyide d'après un traité de mathématiques, Annales de l' Institut d'Etudes Orientales d'Alger, X, 1952, p. 335).

(2) 239H 年 ḏū l-qaʿda 月 20 日＝854・4・21 (新暦 25) に Nawrūz (Ṭab. VII, 372)° 268H 年 ramaḍān 月 22 日＝882・4・14 (新暦 18) に Nawrūz (Ṭab. VIII, 100)°

(3) A. Christensen : L'Iran sous les Sassanides, (Copenhague, 1944), p. 168 以下° J. Markwart : Das Naurōz, seine Geschichte und seine Bedeutung, (Dr. Modi Memorial Vol. Papers on indo-iranian and other subjects, Bombay, 1930, pp. 709–65) ; A. Mez : Die Renaissance des Islâms, (Heidelberg, 1922), pp. 101–02.

(4) 西暦月日は換暦による°

(5) Abū l-Ḥasan ʿAli b. al-Furāt° 296–99H´ 304–06H´ 311–12H の三回宰相になる°

(6) 301–04H´ 315–16H の二回宰相° 306–11H 宰相補佐°

(7) al-Muʿtaḍid の改革はこれまでの Nawrūz を抹殺せずに´ 宗教祭日として残していたが´ これは Nawrūz al-Furs とか Nawrūz al-awwal とか呼ばれ´ 319 H 年では rabiʿ al-awwal (III) 月 11 日 (931・4・2) であつた (ʿArib 158)°

(8) C. Cahen 氏によれば判読不明° Maf. の murāfiqa´ ʿAli b. ʿĪsā の豫算表の māl al-irtifāqāt に當ると思われる°

(9) C. Cahen : Quelques problèmes économiques et fiscaux de l'Irāq Buyide 所収飜譯による°

(10) A. v. Kremer : Ueber das Einnahmebudget des Abbasiden-Reiches vom Jahre 306H. (918–919), (Denkschriften der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften, Wien, 1887), p. 307.

III 國家豫算表

アラビア語の ʿamal (アマル) (複數形 : aʿmāl (アマール)) は「業務」「職務」「職權」を意味し´ 特に「徵稅業務」を指し´ 從つて「一徵稅單位」をあらわすこともある° 一方この語は「書類一般」をも意味し´ それが徵稅業務に關するものであれば「豫算表」や單一業務に關する「報告書」を指す° このような豫算表が現れるのは第三期の特徵で´ この節では豫算表の最終段階に當る國家豫算表について述べたい° ヒラール によれば´ 第三期の當初に´

Ḥafif al-Samarqandi(1) 云う° al-Muʿtaḍid がカリフとなり´ ʿUbayd Allāh b. Sulaymān が宰相に選ばれたとき´ カリフは彼に云つた° 「すでに主權は亂れ´ 世界は荒廢している° 私は然るべき支出や手當に充當するために徵稅區 (nawāhi) の稅收を知りたい° そのため詳細な豫算表を作成し´ それを私のところにもたらせ° 早急にかかれ」と° ʿUbayd Allāh [b. Sulaymān] は

これを書記官や官廳の官吏達に話した。彼らは約束したが、その猶豫を求めた。……(Hilāl 219)

とあつて、カリフにより豫算表の作成命令が出されている。これを聞いた拘禁中の Ibn al-Furāt 兄弟が豫算表作成に乘り出したが、その經緯についてはヒラール所収 Abū l-Faḍl Muḥammad b. Aḥmad b. ʿAbd al-Ḥamīd (287/900 沒)の著書 Aḫbār ḫulafāʾ Banī l-ʿAbbās[2] よりの引用文中に詳しい。カリフ al-Muʿtamid の弟で、執政の al-Muwaffaq の死直後[3]、宰相 Ismāʿīl b. Bulbul とともにアル・サワード廳 (diwān al-Sawād＝税務廳) を擔當していた Ibn al-Furāt 兄弟も逮捕され、獄中にあつたが (Ṭab. VIII, 158)、兄の Aḥmad b. al-Furāt がこの著者に、

「やあ Abū l-Faḍl よ、今や世界は云いつくせないほど荒廢し、諸金庫は空になつている。しかも政務は新カリフに委ねられたばかりである。だが徵稅開始期までまだ時がある。私ならば毎日の首都 (卽ち中央政府) の支出 (nafaqāt) 7,000 dīnār を領收と支拂の限界に應じて整えることができる。……」

と語り、これは宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān に傳えられ、宰相も al-Muʿtaḍid に、

「私は豫算表の知識をあまり持合せておりません。Ibn al-Furāt 兄弟はすでに徵稅業務や稅額のことを知つており、これ (豫算表) について必要な知識を持つております。」

と進言し、後述のような豫算表が作成されている (Hilāl 9–10)。この當時は第二期の軍閥相互の鬪爭や二十年近くにわたるザンジュの叛亂から中央政府の直轄州というべきアル・サワード (al-Sawād：低イラーク) を回復したばかりであり、地方では小王朝が分立し、これを再征服する途上にあつた。それでこの著者が「俸餉は全面的に支給せねばならず、物資は不足し、資金は窮乏していた」(Hilāl 9) と述べているように財政は破產狀態であり、その上「すでに〔前宰相〕Ismāʿīl b. Bulbul はアル・サワードの ḫarāǧ を年に二年分徵收していた」(Hilāl 10) という有樣で、またこれと連關してタバリーに、

……國庫 (bayt al-māl) の金が費されてしまつたとき、宰相 [Ismāʿīl b. Bulbul] は私領地の所有者 (arbāb al-diyaʿ) に彼らの土地から架空の年度 (sanat mubhama) の ḫarāǧ を要求した。……(Ṭab. VIII, 155–56)

とあるように、財政上の年度性は全く放棄されていた。從つてこのときの豫算表はこうした事態を收拾するよう作成

	項　　目	給與月額 (dīnār)	同日數	日額 (dīnār)	備　　考
1	歩兵隊など al-nawba 令官吏俸給	30,000	〔30〕	1,000	門衛 (bawābin) で白人 700 dīnār 黑人 300 dīnār
2	親衛傭兵隊 (ġilmān al-ḫāṣṣa) 俸給	60,000	60	1,000	al-Muwaffaq によつて解放され，自由民の分隊に加入
3	al-Muʿtaḍid の奴隷軍隊俸給	135,000	90	1,500	al-Ḥuǧari 傭兵隊
4	al-muḫtār (選士)達の俸給	42,000	70	600	あらゆる指揮官層から選ばれ，al-Muwaffaq, Buġā, Musrūr, Bakǧūr, Yaʾnis, Muflih Aḍkūtekin, Kayǧalaǧ, Kundāǧ らの奴隷
5	al-mutbat ならびに al-mumayyaz 騎兵隊俸給	60,000	120	500	al-Ǧabal 諸部族を率いる Aḍarbayǧān の長 Ibn Abi Dulaf の指揮下
6	17種ある宮廷奉職 (ḫidmat al-dār) 被命者俸給	3,300	30	110	私文書使，讀師，情報官，飛脚，鼓手ら
7	Baġdād の治安令 (rasm al-šurṭa) 受給者と代理官達	6,000	120	50	警吏 (arbāʿ)，武裝警備隊 (maṣāliḥ)，守衛，典獄，巡邏諸吏，稅關吏 (maʾṣiri) ら
8	60日制奴隷傭兵隊 (ġilmān al-mamālik) 食糧費	9,000	〔30〕	300	高級宦官や指揮官が擔當軍區について掌る
9	厨房費	10,000	〃	333⅓	ḫāṣṣa 用ならびに ʿāmma 用の2厨房，製パン所經費，後宮および宮廷關係者食糧，黑人用製パン所等經費
10	ḫāṣṣa 用および ʿāmma 用調度費ほか	3,000	〃	100	飮料手當費，衣裳，賞服，香料等諸庫維持費，洗淨水，浴場用水，鍛，胸當修繕費
11	水運搬者俸給	120	〔30〕	4	al-Qaṣr，各倉庫，厨房，製パン所，宮殿ほか用
12	親衛傭兵ならびに奴隷傭兵俸給		50	167	自由民に加えられていない者
13	宮廷工人俸給	3,000	〔30〕	100	酌取，衣裳庫吏，金銀細工師，仕立師，靴工，紙工ほか職人および武器庫，鞍部庫の庫官と職人
14	後宮俸給	3,000	〃	100	
15 a	馬糧費	12,000	〃	400	ḫāṣṣa 用，ʿāmma 用，一般乘用および運搬用，荷物運搬用騾馬，Qaṣr al-Ṭīn 付屬の5種の廐舍。同關係者報酬を含む
15 b	種馬購入費	2,000	〃	66⅔	
16	厨房係俸給	1,500	50	30	
17	庫官俸給	1,500	50	30	室內裝飾，家具，絨緞，蠟等諸庫。助手，運搬者の報酬を含む
18	蠟，オリーブ油費	200	〔30〕	6⅔	

	項　　目	給與月額 (dinār)	同日數	日額 (dinār)	備　　考
19	馬具職人，驛遞馬係俸給	150	〔30〕	5	
20	宮友らの俸給	2,000	45	44⅓	
21	醫長ならびに助醫團俸給	700	〔30〕	23⅓	藥庫の藥費を含む
22	狩獵係俸給	2,500	35	70〔+18⅔〕	隼匠，鷹匠，獵豹使い，狩師ら。餌費，諸道具係や勞子の給與を含む
23	各種船舶船員俸給	500	〔30〕	16⅔	早艇，輕運搬船，輜重船，遊覽船，輸送船等
24	燈 火 費	120	〃	4	ナフサ・ランプ，燈用ナフサ油，燈芯等費および係の給與
25	義捐金 (ṣadaqa)			15	
26	al-Mutawakkil の子孫給費	1,000	〔30〕	33⅓	〔補註〕第10代カリフ
27	カリフの子孫の嫡子給費	500	〃	16⅔	當該カリフは al-Wāṯiq, al-Muhtadi, al-Mustaʿin など
28	al-Muwaffaq の王子ら給費	500	〃	〃	ʿAbd al-Wāḥid とその姉妹
29	al-Hāšim 家の長老ら俸給	600	〃	20	Baġdād のモスクの說教師，司祭らを含む
30	al-ʿAbbās 家，al-Ṭālib 家給費	1,000	〃	33⅓	受給者 4,000人
31	宰相 ʿUbayd Allāh b. Sulaymān およびその子 al-Qāsim 俸給	1,500	〃	33⅓〔+16⅔〕	〔補註〕al-Qāsim 分が脫落
32	文官吏俸給および諸經費	4,700	〃	156⅔	高等書記官，諸官廳官吏，文庫官，門衞，送達吏，下働きら。帳簿，卷紙，紙等費。ただし現金處理を行う機關の官吏を除く
33	裁判〔長〕官 Isḥāq b. Ibrāhim および補佐官俸給	500	〃	16⅔	10人の法理論家（顧問）給費を含む
34	モスク奉仕係給費	100	〃	3⅓	モスク維持諸經費を含む
35	牢獄維持費	1,500	〃	50	囚人の食物費，その他を含む
36	Baġdād 舟橋維持費	300	〃	10	舟，綱費，橋係俸給など
37	al-Sāʿidi 病院維持費	450	〃	15	諸科の醫師，助手，患者食費，藥代，飮物費など
	合　　計			7,000	〔正しくは 6,999 $^{2}/_{21}$ dinār〕

〔補註〕備考に當る部分は簡略にした。

されたもので、歳計規模も小さかった。残念ながらこの豫算年度の記述はないが、Aḥmad b. al-Furāt が宰相に、「宰相は Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭā'i と私の弟 'Alī b. Muḥammad [b. al-Furāt] の伺候を命じ、私と彼らとで沒頭させればいいでしょう」(Hilāl 10) と要請している Aḥmad b. Muḥammad al-Ṭā'i はタバリー (III, 168) によれば、回暦二八一年 ǧumādā l-āḫira (VI) 月二四日 (八九四・八・末) に死亡していることや前後の事情から回暦二八〇年度と推定することができる。この豫算表は歳出豫定の日額 7,000 dīnār に合せて歳入が協議されたが、歳入部門は總目しか殘らず、歳出部門のみ細目があるが、まだアラビア語以外ではどこにも紹介されていないので、ややまとめて後者のみ表にした。この政令は二年間 (二八〇—八一年) 施行されている (Hilāl 21-22)。

このほか少くとも史料の傳えるところを拾ってみると、ヒラール所収 Ṯābit b. Sinān[4] によれば、

「私は彼 ('Alī b. 'Īsā) が三〇六年に全國の歳入と歳出のために作成した豫算表を讀んだのち、……」(Hilāl 323)

とある。この回暦三〇六年の豫算表は歳入部門のみの細目が後世の寫本に殘っていて、A.v. Kremer が Ueber das Einnahmebudget des Abbasiden-Reiches vom Jahre 306H. (918-919) に紹介している。三一九年 raǧab (VII) 月に宰相になった (Misk. I, 212; 'Arīb 161)

[Abū l-Qāsim] al-Kalwaḏānī は彼にとって必要な逼迫せる支出のための豫算表を作成し、また軍務廳と支出廳の各長官によって別個に作られた豫算表の草稿 (ḫaṭṭ) を得た。その必要額は彼の豫算表より 200,000 dīnār も多かった。……700,000 dīnār の缺損 (ǧaʿz) があった (Misk. I, 217)。

また宰相 al-Ḥusayn b. al-Qāsim によって三一〇年度の豫算表が作成されているが、これについては後述する。スーリーの三一九年の條には、

〔大總督〕Baǧkam は諸々の徴稅區における稅收のための諸豫算表を作成させるために書記官達を召集した。しかしこれは計略であった。…… (Sūlī 147)

とあって、この年に實際に豫算表が作成されたかどうかは別として、大總督時代でも豫算が原則になっている。このように第三期では宰相もしくはその補佐官は豫算表の知識を持つことが必須とされている。ところが第一、第二期では決算書とも云うべき ḥisāb (計算書) の作成が重要視さ

れている。タバリー（VII, 234）によれば、Sāmarrā 建設當時のことで、宰相の決算に不正があつたらしく、

〔回曆二二〇年（八三五）〕ṣafar（II）月 al-Muʿtaṣim は al-Qāṭūl に到着したとき、〔宰相〕al-Faḍl b. Marwān とその一族に對して立腹し、彼らの手で出納された額を提示することを命じ、al-Faḍl を軟禁した。彼の計算書の作成（ʿamal）に關して怒を蒙つたのであつた。……

とあつて、計算書の作成は慣例となつており、これは地方政府の中央政府に對する關係でも同じであつた。第二代カリフ al-Manṣūr が al-Mahdī を皇太子として al-Rayy の總督に任じていたとき、

彼（al-Mahdī）の書記 Abū ʿUbayd Allāh に〔al-Rayy の〕公庫（bayt al-māl）における支出と管理を許していた。彼は al-Mahdī と長い間 al-Rayy に滯在し、巨額の金を支出した。al-Mahdī が首都に歸任したとき、al-Manṣūr は Abū ʿUbayd Allāh に彼の手で出納されたものについての計算書の提出を要求した。……（Gahš. 127）

と傳えられているように、これらはいずれも事後承諾を中央政府もしくはカリフに求めるだけであつて、まだ計畫財政とは云いがたい。またよく知られている Hārūn al-Rašīd 時代の歲入の taqdīr（見積）書[5]は收支の均衡を考慮して作成されたものでなく、その手續も不明確である。第二期半ではタバリーの回曆一五二年の條に、

トルコ兵、マグリブ兵、一般傭兵らの俸給はこの年に年間必要額が 200,000,000 dīnār に達した。これは全帝國の租稅の二年分に當る（Ṭab. VII, 512）。

とあり、數字はともかく、財政の計畫性は全く認められない。

次に國家豫算表の編制手續とその審議について述べたい。二八〇年度の場合ではヒラール所收 Abū l-Faḍl b. ʿAbd al-Ḥamīd によれば、

Abū l-ʿAbbās [Aḥmad b. al-Furāt] と Abū l-Ḥasan [ʿAlī b. al-Furāt] は釋放され、[Aḥmad b. Muḥammad] al-Ṭāʾī と al-Kūfa、al-Qaṣr、Bārūsmā l-Aʿlā、同 al-Asfal 等々これに係る徵稅業務を彼に請負わせることについて議論し、……（Hilāl 10）

とあつて、一徵稅請負人（ḍāmin）との協議のみで作成されているが、これはむしろ異例というべきで、通例はやはり下級機關が作成した各種の豫算表を綜合した。回曆二一五年、ʿAlī b. ʿĪsā は第二次宰相着任（ʿArīb 129; Misk. I, 151; Hilāl 310）後、ただちに「諸種豫算表をまとめた（Misk. I, 151）」が、ヒラール（311-12）によれば、その基

礎資料として特に徴税請負人達の徴税請負（ḍamānāt al-ḍumanā）の情況を知るため、反對派の元宰相 Ibn al-Furāt に屬していた書記官 Hišām b. ʿAbd Allāh（ヒシャーム・ビン・アブドゥッラー）の協力を求めている。彼はその內容を詳細に說明してから、

「……私はすでに現金化可能（aʿyān）の彼らの證券（ḥuṭūṭ：ḫaṭṭの複數形）と彼らの負課額、送金濟額ならびに政務內容を付記した科料者證券の殘額等の總目（uṣūl）を記した豫算表（アマル）とそれらの一項目毎の殘額に關して細目を付した（mufaṣṣal）豫算表（アマル）を準備して來ている。これらはすべて領收すべきものであります」と云った。ʿAlī b. ʿIsā はその證券を確かめるため、インク官に渡すよう命じ、二つの豫算表は受取って讀んだ。……

とあって、むしろ異例の資料蒐集も行い、

ʿAlī b. ʿIsā は弟 ʿAbd al-Raḥmān と Sulaymān b. al-Ḥasan に諸官廳の官吏達（もしくは長官達）が提出する徴稅請負人や稅務官達に係る諸種豫算表の綜合（fī ʿamal min al-aʿmāl）……などについて助力を求め、彼らは確約した（Hilāl 313）。

とあるように、宰相およびその專門官との間で豫算表の綜合が行われている。また回曆三二〇年 rabīʿ al-āḫir（IV）月における三二〇會計年度の國家豫算表作成について次のような記事がある。

〔宰相〕al-Ḥusayn b. al-Qāsim は總務系（al-uṣūl）ならびに監査系（al-azimma：zimām の複數形）諸官廳長官達の有效性のある草稿——これらには諸徴稅區の〔確實な〕稅收も、その收納が危ぶまれるものも含まれていたが——を得て諸豫算表を綜合したが、〔歲〕出をなるべく〔歲〕入に近いように見積っていた。……〔カリフ〕al-Muqtadir はこの豫算表を〔最高監査廳長官〕al-Ḥaṣībī に渡して逐次調査するよう命じた。al-Ḥaṣībī は al-Ḥusayn b. al-Qāsim が欺瞞行爲を犯していることを發見した。卽ち諸徴稅區よりの收納見込額に、すでに政府の手を離れてしまった……のような諸徴稅區の稅金を加え、……〔歲〕出の項から軍隊、側近らに對して彼自ら增給した增額分を削り、收納見込額から賣却濟の私領地の稅收を削除していなかった。al-Ḥaṣībī は報告書を作成し al-Muqtadir に提出した。……(Misk. I, 226–27)

このときの豫算表は宰相が自己の政治的地位を安泰にするため、收入項目を故意に多く見積ったり、必要な支出を隱したりして、歲入および歲出の最終總額が相等しいにすぎない豫算の單なる形式的均衡を意圖したいわゆる紙上均衡のみの豫算であって、最高監査（dawāwīn al-azimma）廳長官に見破られたわけであるが、これを確定するようカリフの命令で全書記官が召集され、會議における宰相と最高監査廳長官の對論審議の結果、宰相の敗北となり、免職さ

せられている。これによると豫算に對する承認權がカリフよりむしろ書記官らの官僚の會議にあることが認められる。特に監査系官廳や最高監査廳の役割は注目に値いする。このときでは宰相の年度獨立性の無視から財政は亂れ、

Hārūn b. Ġarīb (al-Muqtadir の従兄弟) は財政を建直すために al-Muqtadir が諸官廳監査職 (azimmat al-dawāwīn) を直接授任し、〔宰相〕al-Ḥusayn には總務系諸官廳 (dawāwīn al-uṣūl) のみを擔當させるよう進言した。……. al-Ḥaṣībī が最高監査 (ダワーウィーン・アル・アズィンマ dawāwīn al-azimma) を授任された (Misk. I, 226)。

とあるから、最高監査廳は豫算の立案ならびに執行を行う宰相とは獨立して、純然たる財政監督特に歳計監督を行っている。この監査廳は第三代カリフ al-Mahdī が回曆一六二（七七八-九）年に創設したもので、ʿIrāq 稅務監査廳のほか數種の監査廳があったと考えられる (Ṭab. VI, 373; Ǧahš. 146)[6]。回曆一六八年には更にこれらを總括する最高監査廳 (dīwān zimām al-azimma) が設けられたが (Ṭab. VI, 391; Ǧahš. 166)、これは「全監査廳の上に立つ監査を執行する場合、dawāwīn al-azimma（最高監査）を擔當し、すべての監査廳にある人物を任命する。……」とあるように、しばしば職權を意味する dawāwīn al-azimma という表現が用いられる。この創設の動機を示す直接の資料はないが、第一、第二期では歳計監督よりもむしろ多分に官吏の監察に重點が置かれており、當該總務系 (aṣl) 官廳の權力を牽制したと思われる (Ṭab. VI, 440-41; VII, 233-34; Ǧahš. 167, 168, 179)[7]。要するに業務の執行を監督するわけで、回曆三二〇年の例から總務系官廳が作成した豫算表に當該監査系官廳の連署もしくは付屬書類を付ける歳計の事前監督を行っている。ただこの監査廳が嚴密な意味での會計檢査即ち事後監督を行っていたかどうかは資料の點から明らかにしがたい。

さてこのようにして承認された豫算の執行についてであるが、ʿAlī b. ʿĪsā の第二次宰相時代に關する記述の中にややその例を見ることができる。回曆三一五（九二七）年、彼が宰相に就任したとき、財政は逼迫し、豫算執行に強行手段を取らねばならなかった。ミスカワイフは次のように記している。

彼は Ibrāhīm b. Ayyūb に彼のもとでの金錢業務の記帳 (iṯbāt)、毎日出納すべき額についての國庫長官 (ṣāḥib bayt al-māl) への指示および支出濟額、收納濟額、殘高をできるだけ早く知るため、その日々出納簿 (rūznāmaǧāt) を毎週提出することを依頼した。

慣例では終印書（ḫatma）が作成されてから、當該月の日々出納簿が當該官廳に提出されるのは翌月の十五日であつた（Misk. I, 151-52）。

これによれば、豫算の執行にあたつて特別の官吏が任命され、この專門官を通じて現金處理を行う國庫長官に出納命令が發せられている。[8] そして支出と收納の實績額がその殘高とともに出納簿に繼續的に記帳される。終印書とはホワリズミーでは、

ḫatma は貨幣取扱吏（ǧahbad）が毎月收納〔濟〕額（istiḫrāǧ）とその合計ならびに支出〔濟〕額（nafaqāt）とその合計を記して提出する書類である（Maf. 37）。

ともあるように、いわば月期末締切書であつて、これと日々出納簿とで豫算の實績を確定するため、通常一ヶ月毎の特別な決算を行い、豫算狀況に關する監督を行つた。その際恐らく事後記帳のために當該書類の提出に約半月の猶豫が認められていたが、三一五年では事後記帳はおろか、特別決算も一週間毎とするほど緊迫していたと考えられる。

以上のような豫算技術を持つているアッバース朝の國家豫算表の性格について觸れておきたい。まず歳入面について回曆三〇六年の豫算表を見ると、中央直轄州であるアル・サワードに關してはバスラの船舶稅（marākib）、バグダード、Samarrā、Wāsiṭ、バスラ、クーファの五大都市における羊市場稅、同じく五大都市の造幣局收入、バグダードの人頭稅[9]、その他などが豫算に計上されているが、地方からの收入では特例を除き、ḫarāǧ 地および私領地からなる土地よりの租稅收入しか計上されていない。土地からの租稅は年々あまり變動しない確實な收入でありいわば經常歳入である。また豫算表に計上されている收入はイスラーム法上合法と認められている租稅からなつていることも中央豫算表としての特色である。手數料として徵收される各種の稅金や土木灌漑工事等公共事業のために課せられる特別公課などは各々當該行政機關別に處理したようである。

他方歳出面では、二八〇年度の豫算表および三〇六年度歳出總目（A.v. Kremer: Ueber das Einnahmebudget, p. 304）によると、經常歳出しか計上されていない。更にヒラール所收 Abū l-Faḍl b. (Abd al-Ḥamīd によれば、二八〇年度の豫算表は二年間施行されたのち、第一～七項目について、週二日（火曜と金曜）の休日を設け、休日分

の俸給を削除してこれを備蓄金とし、

al-Muʿtaḍid はこの備蓄金 (muwaffar) を……カリフ私庫 (bayt māl al-ḫāṣṣa) に移管するよう命じた。これは彼に必要なメッカ巡禮祭費、〔ビザンツへの〕夏季遠征費、建築費、天災、事故、災害等〔復興〕費、往來する使節、〔捕虜〕贖費に支出するためである (Hilāl 22)。

とあるように、臨時費は經常歳入より繰入れたカリフの備蓄金でまかなつている。從つてアッバース朝の豫算表は經常歳計のみを對象とし、國家歳計の實際面でこれを均衡にする政策が要求され、その責任は宰相以下總務系高等官吏、即ち行政機關にあるとされたのである。

註

(1) al-Muʿtaḍid の侍從長代理。Ṭab. VIII, 164 參照。

(2) Ṭab. VIII, 199 に「この年 (287H) rabiʿ al-āḫir 月11日月曜日に東部ならびに西部方面監査廳 (diwān zimām al-mašriq wa-l-magrib) を擔當していた書記 Muḥammad [b. Aḥmad] b. ʿAbd al-Ḥamid が死んだ」とあり、その地位から財政方面に詳しく、また時代も接近しているからヒラールのこの部分は高い信憑性があると考えられる。Ibn al-Nadīm: al-Fihrist, Cairo, N.D. p. 163; Ǧahš. 281.

(3) al-Muwaffaq は 278H 年 ṣafar (II) 月21日沒。al-Muʿtamid は 279H 年 raǧab (VII) 月 19 日沒。同日 al-Muʿtaḍid 卽位。

(4) Hilāl の叔父。360H 年までの Taʾrīḫ を著す。

(5) Ǧahšiyārī (pp. 281-88) 所收 Abū l-Faḍl Muḥammad b. Aḥmad b. ʿAbd al-Ḥamid: Aḫbār ḫulafāʾ Banī l-ʿAbbās による。

(6) H.F. Amedroz: Abbasid administration in its decay, JRAS, 1913.

(7) 〔220H (835) 年〕al-Muʿtaṣim が〔宰相〕al-Faḍl ʿb. Marwān〕に對して變化を示し始めたが、その最初に行つたことは Aḥmad b. ʿAmmār al-Ḫurāsānī にカリフ支出 (nafaqāt al-ḫāṣṣa) についての彼に對する監査を、Naṣr b. Manṣūr b. Bassām に稅務ならびに全業務についての彼に對する監査を委ね、またこれと同樣にすることを止めなかつたことである (Ṭab. VII, 233-34)。Hilāl 182-84 にはカリフ (al-Muʿtaḍid) や總務系の官廳を通つて來た決裁や令狀でも當該監査廳で認可されなかつた例が傳えられている。

(8) 行政機關が現金處理をしてはならないことは、280H 年度の歳出豫算表の文官吏の俸給に關する事項に、「……ただし支給擔當の諸官廳 (dawāwīn al-iʿtāʾ) の書記官、配當 (tafriqa) の諸課 (maǧālis) に働くその補佐官達やその部下、下働きおよび國庫 (bayt al-māl) の庫官達を除く。彼らは俸給を計算上の端數の金を蓄えたものから受取る (Hilāl 20-21)」と記され、國庫官ら現金處理を行う官吏達の俸給費が豫算に計上されていないことからも分る。

(9) バグダード以外の人頭稅の使途について、殘念ながら私見では資料不足のため不明である。

Supplemental Study in the System of Taxes on Merchants in the Sung 宋 Dynasty

Kaoru Umehara

The late Dr. Shigeshi Katō has already described in outline the system of taxes on merchants in the Sung dynasty, but the details of the system remain unclear. The author has here attempted to discover the details by investigating some of the aspects of the system: the organization of the tax-collecting posts (*shui-wu* 稅務), the routes of tax-collecting, the relation between the amount of the taxes and the revenue of the dynasty, some difficulties caused by tax-collecting, and the taxes on special goods.

Through the above method, he concludes that in the Sung dynasty goods were circulated all through the country by the merchants. The prosperity of K'ai-feng 開封 or Hang-chou 杭州 was brought about by the development of these merchants' business. The funds collected from the *shui-wu* established throughout the country began to occupy an important part of the dynasty's revenue from the Sung dynasty. The importance which commercial business had in the dynasty is recognized from the tax-system for the merchants. Nevertheless, we must not over-estimate the volume of such business, since it was found only in the cities and not in the rural districts.

The Fiscal Policy of the ʿAbbāsid State

Makoto Shimizu

Analysing the finances of the ʿAbbāsid State from the socio-economic standpoint, the author probes the relationship between the State and the newly-rising middle class. The ʿAbbāsid State, moving from the period of establishment to one of stability, gained control of the grain of the Sawād, (the replacement of the *misāḥa* by the *muqāsama* system at the end of the reign of al-Manṣūr) in order to sustain the mechanism of the State, and to restrain the merchants from seizing intermediate profits

which they had previously taken from the peasants, who were the taxpayers, by the system of the cadastral tax in money (*misāḥa*). But the middle class, consisting of merchants, proprietors (*tunnāʾ*), and others who wielded economic power, gradually came to occupy an important position in the society and to have a severe antagonism against the bureaucratic State which was working to complete its internal expansion. The antagonism, nevertheless, found a compromise in the one-step retreat on the part of the State. This retreat meant in fact the farming out of tax managements (*ḍamān*) and the fosterage of the rank of purveyors through the business of public grain of the Sawād. It was indeed the presence of the complicated mechanism of the fiscal administration and the supervision by a centralized authority that permitted this excessive concession to those who, though favoured by financial capacity, were lacking in professional knowledge relative to the public fiscal economy. On the other hand, since this compromise between the State and the middle class imposed a consequent economic oppression upon the lower classes, the ʿAbbāsid State was doomed to be alienated from them, and this must be regarded as one of the fundamental causes of the internal disintegration of the State.

On the Decay of the Poll Tax in the Han 漢 Dynasty

Hidemasa Nagata

It is well known that the tax system of the Han dynasty had a poll tax or capitation called *suan-fu* 算賦. This tax derived from the *chün-fu* 軍賦, a tax which was paid in lieu of military service. All those, including women, who were recognized to be fifteen years old by the census periodically taken in every August through the rural organization system (*hsiang-li* 鄉里), were required to pay 120 *ch'ien* 錢 a year for *suan-fu* until the time they reached the age of fifty-six. But this capitation system disappeared with the fall of the Han dynasty, and a new system, levying a tax on each house, appeared in the Three Kingdoms period.

The author inquires why the *suan-fu* tax vanished, and finds an answer in the abandonment of the rural organization system and the